



26消第897号
平成27年 2月17日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



高圧ガス保安法等に基づく事務の新居浜市への権限移譲について

県では、「愛媛県権限移譲推進指針」に基づき、住民サービスの向上や市町行政の充実強化つながる事務など、市町において担うことが適切であると考えられる事務について、市町との協議を通じ、その意向や受入体制を踏まえながら、権限の移譲を進めているところです。

このたび、「愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」が、平成27年2月県議会に提案されることとなり、今後、同条例の可決・成立を経て、「高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可等」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の登録等」に関する事務（別紙）について、平成27年4月1日以降、県から新居浜市へ権限移譲される予定ですので、お知らせいたします。

おって、県議会における条例案の成立が前提となりますが、平成27年4月1日以降、移譲事務について、新居浜市内の事業者・施設等は、新居浜市に届出・申請等を行っていただくこととなりますので、予めご承知おきください。

なお、県議会及び新居浜市議会で関係条例が制定された際には、改めてお知らせいたしますので、申し添えます。

担当

消防防災安全課 保安係 富士

TEL : 089-912-2320



新居浜市へ移譲される事務について

1 概要

「愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の可決・成立をもって、知事の権限に属する以下の事務は新居浜市で処理することとなる。

- (1) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく知事の権限に属する事務関係
 (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく知事の権限に属する事務（2 以上の市町の区域内にわたるものに関するものを除く。）関係

2 移譲時期

平成 27 年 4 月 1 日から

3 事務項目

(1) 高圧ガス保安法

法条項	移譲事務の項目
第 5 条第 1 項	第一種製造者に係る製造の許可
第 5 条第 2 項	第二種製造者の製造の届出の受理
第 9 条	第一種製造者に係る製造の許可の取消し
第 10 条第 2 項	第一種製造者の地位の承継の届出の受理
第 10 条の 2 第 2 項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理
第 11 条第 3 項	第一種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令
第 12 条第 3 項	第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令
第 14 条第 1 項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の許可
第 14 条第 2 項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の軽微な変更の届出の受理
第 14 条第 4 項	第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理
第 15 条第 2 項	貯蔵に関する技術上の基準への適合命令
第 16 条第 1 項	第一種貯蔵所の設置の許可
第 17 条第 2 項	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
第 17 条の 2 第 1 項	第二種貯蔵所の設置の届出の受理
第 18 条第 3 項	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置等に関する技術上の基準への適合命令
第 19 条第 1 項	第一種貯蔵所の位置等の変更の許可
第 19 条第 2 項	第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の届出の受理
第 19 条第 4 項	第二種貯蔵所の位置等の変更の届出の受理
第 20 条第 1 項	第一種製造者の施設のための施設等の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 20 条第 3 項	第一種製造者の施設のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理

第 20 条第 4 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 20 条の 4	販売事業の届出の受理
第 20 条の 4 の 2 第 2 項	販売業者の地位の承継の届出の受理
第 20 条の 5 第 2 項	災害の発生の防止に関する周知等の勧告
第 20 条の 5 第 3 項	販売業者等が勧告に従わないときの公表
第 20 条の 6 第 2 項	販売の方法に関する技術上の基準への適合命令
第 20 条の 7	高圧ガスの種類の変更の届出の受理
第 21 条第 1 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 2 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 3 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 4 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 5 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 22 条第 1 項	輸入をした高圧ガス及び容器の輸入検査
第 22 条第 1 項 第 1 号	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出 及び輸入検査の結果の報告の受理
第 22 条第 2 項	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出 及び輸入検査の結果の報告の受理
第 22 条第 3 項	輸入された高圧ガス及び容器の廃棄等の命令
第 24 条の 2 第 1 項	特定高圧ガスの消費の届出の受理
第 24 条の 2 第 2 項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理
第 24 条の 3 第 3 項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基 準への適合命令
第 24 条の 4 第 1 項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置等の変更の届出 の受理
第 24 条の 4 第 2 項	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理
第 26 条第 1 項	危害予防規程の制定又は変更の届出の受理
第 26 条第 2 項	危害予防規程の変更の命令
第 26 条第 4 項	危害予防規程の遵守等の命令又は勧告
第 27 条第 2 項	保安教育計画の変更の命令
第 27 条第 5 項	保安教育計画の実行等の勧告
第 27 条の 2 第 5 項	保安統括者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 2 第 6 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 3 第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 4 第 2 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 28 条第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 33 条第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 34 条	保安統括者等の解任の命令
第 35 条第 1 項本文	第一種製造者の特定施設の保安検査
第 35 条第 1 項	協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する 届出の受理
第 35 条第 3 項	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
第 36 条第 2 項	危険時の届出の受理
第 38 条第 1 項	第一種製造者の製造等の許可の取消し又はその製造等の停止の 命令
第 38 条第 2 項	第二種製造者の製造等の停止の命令

第 39 条	公共の安全の維持等のための緊急措置
第 39 条の 11 第 1 項	完成検査又は保安検査の記録の届出の受理
第 39 条の 11 第 2 項	完成検査又は保安検査の記録の届出の受理
第 41 条第 2 項	容器製造業者の製造の方法に関する技術上の基準への適合命令
第 44 条第 1 項	容器検査
第 45 条第 1 項	容器への刻印又は標章の掲示
第 45 条第 2 項	容器への刻印又は標章の掲示
第 48 条第 5 項	容器への充てんの許可
第 49 条第 1 項	容器再検査
第 49 条第 3 項	容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示
第 49 条第 4 項	容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示
第 49 条の 2 第 1 項	附属品検査
第 49 条の 3 第 1 項	附属品への刻印
第 49 条の 4 第 1 項	附属品再検査
第 49 条の 4 第 3 項	附属品再検査に係る附属品への刻印
第 49 条の 30	製造した容器又は附属品の回収等の命令
第 49 条の 35	輸入した容器又は附属品の回収等の命令
第 50 条第 3 項	容器検査所の登録又はその更新
第 50 条第 4 項	容器再検査等を行うことのできる容器又は附属品の種類の制限
第 52 条第 2 項	検査主任者の選任又は解任の届出の受理
第 52 条第 4 項	検査主任者の解任の命令
第 53 条	容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令
第 54 条第 1 項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る届出
第 54 条第 2 項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消
第 56 条第 1 項	容器のくず化等の命令
第 56 条第 2 項	容器検査に合格しなかった容器に関する報告の受理
第 56 条第 4 項	附属品検査等に合格しなかった附属品に関する報告の受理
第 56 条の 2	容器検査所の容器再検査等の業務の廃止の届出の受理
第 61 条第 1 項	第一種製造者等の業務に関する報告の徴収
第 62 条第 1 項	高圧ガスの製造をする者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
第 63 条第 1 項	災害発生等の届出の受理
第 63 条第 2 項	災害発生に係る事項の報告の命令
第 64 条	災害発生時の指示
第 74 条第 1 項	関係行政機関への通報
第 74 条第 2 項	警察官等からの通報の受理
第 74 条第 3 項	警察官等からの通報の受理
第 74 条第 4 項	経済産業大臣への報告に関する事務

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

法条項	移譲事務の項目
第3条第1項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2第1項	液化石油ガス販売事業者登録簿への登録
第3条の2第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の通知
第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
第4条第2項	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	災害の発生の防止に関する必要な措置の命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第29条第1項	保安機関の認定
第32条第1項	保安機関の認定の更新
第33条第1項	保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可
第33条第2項	保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理
第34条第3項	保安業務の実施等の命令
第35条第1項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条第3項	保安業務規程の変更の命令
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	登録行政庁等の変更の届出の受理
第35条の4	保安機関の氏名等の変更の届出の受理
第35条の4	保安機関の地位の承継の届出の受理
第35条の4	保安機関の廃止の届出の受理
第35条の5	消費設備に関する技術上の基準への適合命令
第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定
第35条の7	販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理
第35条の10第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し
第35条の10第2項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し
第36条第1項	貯蔵施設等の設置の許可
第37条の2第1項	貯蔵施設の位置等の変更の許可
第37条の2第2項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理
第37条の3第1項	貯蔵施設等の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完

	成検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 3 第 2 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 37 条の 4 第 1 項	充てん設備の許可
第 37 条の 4 第 3 項	貯蔵施設の位置等の変更の許可
第 37 条の 4 第 3 項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理
第 37 条の 4 第 4 項	充てん設備の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 4 第 4 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 37 条の 5 第 3 項	充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令
第 37 条の 6 第 1 項	充てん設備の保安検査及び協会又は指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 6 第 3 項	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
第 37 条の 7 第 1 項	貯蔵施設等の許可の取消し又はその使用の停止の命令
第 37 条の 7 第 2 項	特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知
第 38 条の 10 第 1 項	特定液化石油ガス設備工事業の届出の受理
第 38 条の 10 第 2 項	特定液化石油ガス設備工事業業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理
第 82 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者又は保安機関の業務等の状況に関する報告の徴収
第 82 条第 1 項	液化石油ガス設備士又は特定液化石油ガス設備工事業業者の業務等の状況に関する報告の徴収
第 82 条第 2 項	充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収
第 83 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 2 項	保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 3 項	液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
第 83 条第 3 項	充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事業業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 4 項	保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 87 条第 1 項	関係行政機関への通報
第 87 条第 2 項	消防長からの要請の受理
第 88 条第 2 項	液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消しの公示
第 90 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等に係る聴聞
施行令第 13 条第 8 項	経済産業大臣への報告に関する事務